

福祉用具レンタル契約書

契約日 年 月 日

(介護保険 一般)

【新規追加変更】

契約者	被保険者番号									要介護状態区分	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5	★変更申請中
	フリガナ (氏名)											(電話番号)	
利用者 及び 使用場所 <small>契約者と異なる場合のみ記入</small>	フリガナ (氏名)											(電話番号)	
	(住所) < 〒 - > 区 市 郡												
事業者	(会社名)	株式会社 湧泉 代表取締役 五嶋 泉											
	(所在地)	千葉県鎌ケ谷市東道野辺 6-5-3 1											
事業者	(事業所名)	ブリッジ 管理者 五嶋 泉											
	(所在地)	千葉県鎌ケ谷市東道野辺 6-5-3 1											
	(介護保険事業所番号)	千葉県 1 2 7 2 9 0 2 2 2 0											
	(電話番号)	電話 047 (401) 0360 FAX 047 (401) 8153											
備考	(担当者)												

【レンタル品目明細表】

レンタル開始日		年	月	日	単 価		数量	レンタル料金	
サービス内容	商 品 名	品 番							
合 計 金 額								円/月額	
自己負担金額 (10 %)								円/月額	

※介護保険適用の場合は、合計金額から介護保険給付金を差し引いた金額を自己負担金額と致します。

【説明確認欄】

上記レンタル商品の納品にあたり、より、適正な取扱いの説明を受けました。

又、使用上の留意点及び、事故防止・危険回避の説明を受けました。 氏名 _____

契約者と株式会社 湧泉（以下「事業者」という）は利用者の利用する福祉用具レンタルサービスの提供に関して次の通り契約を締結します。

【契約の目的】

第1条

事業者が利用者に対して、福祉用具レンタルサービスを提供するにあたっては福祉用具の安全性の確保、利用者の自立支援及び公的サービスとの連携を旨として行うものとします。

【レンタル契約期間】

第2条

レンタル開始日及びレンタル契約期間は「レンタル品目明細表」記載のとおりとします。レンタル期間満了の一週間前までに契約者からの契約解除の申し入れが無い場合は、本契約は更に1ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

【レンタル料金の算定方法及び支払方法】

第3条

1. レンタル料金は、上記レンタル品目明細表の合計金額とします。
2. 介護保険適用レンタルの場合には契約者は、合計金額から保険給付額を差し引いた差額分を自己負担金額として支払うものとします。
3. 月の16日以降の納品、15日以前の回収の場合は、月額料金の半額といたします。（但し、納品と回収が同月内に行われた場合には1ヶ月分の料金となります。）
4. レンタル料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者は基本的に自動引き落にて支払うものとします。その場合は契約者の指定する金融機関の口座からご使用月の翌月26日に引き落とすものとします。

【レンタル商品の納品及び回収】

第4条

1. 事業者は、レンタル商品を利用者に引き渡すにあたって、組立、設置を行い、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、契約者及び利用者に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明致します。
3. 事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更により契約者からレンタル商品の回収依頼を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。

【レンタル商品の変更及び取替】

第5条

1. 契約者は利用者の身体状況の変化等によりレンタル商品の変更を希望される場合は、レンタル商品の変更を行う事が出来ます。
2. 事業者は納品担当者の取り扱い説明通りの機能が發揮できない場合には、無料で交換します。

【レンタル商品の修理及び交換】

第6条

1. 契約者もしくは利用者は、使用中のレンタル商品について故障、破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者に通知し事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。（但し、契約者又は利用者が事業者の指示、説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。）

【契約者の義務】

第7条

1. 契約者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、分解、加工、改造等を行うことは出来ません。
2. 契約者は、事業者の承諾を得ること無く本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸する事はできません。
3. 契約者は、転居、入院、死亡など、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者に通知するものとします。
4. 契約者はレンタル商品の使用場所で善良な管理者の注意を持って使用、保管し、また、同様の注意を持って使用者に使用させるものとします。
5. 本契約がレンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により終了したときは、契約者は直ちにレンタル商品を事業者に返還するものとします。

【契約者の解約権】

第8条

1. 契約者は、レンタル商品が不要となった場合には、契約の有効期間中であっても事業者に対し1週間以上の予告期間を持って、本契約を解約する事が出来ます。

【事業者の解約権】

第9条

- 事業者は、契約者が以下の事由に該当する場合は、本契約を解除することが出来ます。
- ①契約者もしくは利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合。（但し、介護保険適用レンタルの場合は事業者は居宅

サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を報告致します。）
②契約者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上滞納し支払請求する旨の催告後、1ヶ月たつてなお支払われない場合。（但し、介護保険適用レンタルの場合は事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用などについて必要な調整を行うよう要請するものとします。）

【守秘義務】

第10条

事業者は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約者（利用者）又は家族の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。尚、利用するための居宅サービスに沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合を除く。

【損害賠償がなされない場合】

第11条

福祉用具レンタルサービスの実施に伴って、事業者の責に帰さない事由によって生じた損害は賠償されません。とりわけ以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

- ①契約者（利用者）が利用者の疾患、心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに基づき起因して損害が発生した場合。
- ②利用者の急激な体調の変化、事業者の実施した福祉用具レンタルサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③契約者が事業者の指示、説明に反し又は第7条第1項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

【契約者の損害賠償責任】

第12条

事業者は契約者の故意、過失（第7条1項に定める義務の違反を含む）によってレンタル商品が滅失し、又は回収したレンタル商品が通常の使用状態を超える破損・汚損が認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁済費相当額の支払を請求する事が出来るものとします。

【事業者の損害賠償責任】

第13条

事業者は、以下の事由により契約者又は利用者の生命・身体、財産、等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

- ①レンタル商品の故障、欠陥により損害が発生した場合。
- ②レンタル商品の集配業務により損害が発生した場合。

【契約の終了】

第14条

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②介護保険適用レンタル時に、利用者が介護保健施設や医療施設に入所又は入院した場合。もしくは要介護認定が受けられない場合。

【苦情対応】

第15条

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明確にすると共に、苦情の申し立て・相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応するものとします。

【契約外条項等】

第16条

1. 本契約に定めなき事項、本契約条項中、疑義の生じた事項及び本契約の変更については、契約者（利用者）と事業者で別途協議の上、解決に努めるものとします。
2. 介護保険適用レンタルの場合本契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項について、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し契約者と事業者の協議により定めます。

【不可抗力免責】

第17条

天災地変、火災、戦争、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、その他不可抗力により、商品の全部もしくは一部の引渡しが、遅延又は不能を生じたときは、事業者はその責任を負わないものとします。

【裁判管轄】

第18条

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名若しくは記名押印の上、各1通保有するものとする。

重要事項説明書

1. 事業所の概要

会社名	株式会社 湧泉	所在地	千葉県鎌ヶ谷市東道野辺6-5-31
事業所名	ブリッジ	所在地	千葉県鎌ヶ谷市東道野辺6-5-31
事業所指定番号	千葉県 : 1272902220	管理者・連絡先	五嶋 泉 047(401)0360
サービス提供地域	千葉県(鎌ヶ谷市・市川市・松戸市・船橋市・柏市・流山市・白井市)		

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容	人員
管理者	管理者は、事業所の従業員及び業務の実施状況の把握及び業務の管理を一元的に行う。	1名(専門相談員兼務)
専門相談員	専門相談員は寝たきり等介護を要する高齢者等の身体状況介護環境に応じて、福祉用具・介護用品が適切に使用されるように選定の相談・助言を行い、居宅サービス事業における事業の業務全般を行う。	2名 (福祉用具選定相談者 3名)
事務員	事務員は、居宅サービス事業における事業の必要な事務を行う。	

3. 配送・消毒

配送・消毒	配送・消毒は、野口(株)埼玉営業所が行ないます(一部商品については・小山(株)・プライムケア東京(株)・ウイングレンタルサービス・三共リース(株)・(株)サンネット・東山産業(株)・(株)セリオ)。
-------	---

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日を除く。
営業時間	午前9時00分～午後6時00分まで

5. 相談窓口、苦情対応、事故発生、故障

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情及び事故発生、福祉用具の故障における緊急時の連絡については、次の窓口で対応致します。

電話番号	047(401)0360
FAX番号	047(401)8153
担当者	五嶋 泉
その他	相談、苦情については、担当者、管理者及び専門相談員が対応いたします。 不在の場合でも、対応した者が「苦情処理簿」を作成し、担当者、管理者及び専門相談員に引き継ぎます。

○ その他、お住まいの市・区役所及び国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等ができます。

(市町村別の介護窓口一覧表・参照)

千葉県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 (国保会館)
	電話番号	043(254)7409
	FAX番号	043(254)7401
	対応時間	月曜日～金曜日 の 9:00～17:00

6. 苦情処理体制

苦情が発生した場合、電話にて内容を確認し、営業担当者はその旨を伝え利用者に連絡をとり、実際にお伺いして詳しい状況をお聞き致します。そして具体的な対応を迅速に行います。

7. サービス内容

(1) 要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与の提供・相談。

(2) 居宅介護支援事業者他の居宅サービス事業者及び関係市町村等との連絡調整。

8. サービス利用料及び利用者負担

(1) サービス利用料は、介護用品レンタルカタログに表示。但し、厚生労働省が公表する上限範囲内の料金となります。

また、レンタル使用期間別による料金設定は行わないものとします。月の16日以降の納品、15日以前の回収の場合は、月額料金の半額と致します。(但し、納品と回収が同月内で行われた場合には、1ヶ月分の料金となります。)

尚、利用者負担金額は、負担割合に準じ、原則カタログ表示価格の一分割、または、二割、三割となります。

(2) 支払方法：原則としてサービス利用料は、自動口座引き落としにてお支払い頂きます。

支払期日：翌月26日

(3) 利用者がサービスの利用を開始する前にそのサービスを中止する際は、キャンセル料は不要です。

また、福祉用具の貸与を開始した後でも、一週間の予告期間をもって貸与契約商品の全部または一部を解約する事が出来ます。(契約書 第8条) (但し、サービス利用中の中途解約の場合、契約書第3条にもとづき1ヶ月分の利用料の負担となります。)

(4) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外で当該介護サービスを行う場合、それに要する交通費の額及びその算定方法。利用者の同意を得た上で、通常の実施地域から超えた距離の訪問にかかる交通費(往復)を別途利用者に請求する。但し公共交通機関を利用については実施運賃とし、自動車利用についてはガソリン1リットル当り10キロメートル換算とする(ガソリン1リットル140円)。

(5) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合、それに要する費用の額及びその算定方法

利用者の同意を得た上で、通常必要となる人数以上の従業員やクレーン車等が必要となる場合等はそれにかかる実費費用を別途利用者に請求する(通常必要とする人数とは2名)。

9. 福祉用具の貸与

- (1) 用具の配送は、ご依頼頂いた日から2～3日中にお伺い致します。
- (2) 専門相談員が商品を納品し、組み立て、ご希望の場所への据付をさせていただきます。ご利用される方との適合状況も確認させていただきますため、納入時に商品を作動させて見せます。
- (3) 商品の取扱説明書を手交し、取扱いの説明と使用上の留意点及び事故防止・危険回避の説明をさせていただきます。
- (4) 部品の磨耗や緩み等が発生した場合は、交換・修理させていただきます。尚、6ヶ月に1回以上の点検を実施いたします。
- (5) 用具の引き上げは、電話・FAXにてご依頼頂き、その日がサービス終了日となります。尚、2～3日中に引き上げさせていただきます。

10. 運営方針

- (1) 指定福祉用具貸与事業の実施にあたっては、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の心身の状態・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者介護する者の負担の軽減を図る事を目的とします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める事とします。
- (3) 事業にあたっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域ケアプラザ、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとします。
- (4) 前2項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

11. 衛生管理等

- (1) 感染症の発生及びまん延防止の徹底に努め、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めるものとします。

12. その他運営に関する留意事項

- (1) 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、整備いたします。a. 採用時研修 採用後3ヶ月以内 b. 継続研修 年3回
- (2) 当事業所職員は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する情報を第三者に漏らしてはならない。(契約書第10条)
- (3) 当事業所は、福祉用具貸与に関する記録を整備し、福祉用具貸与完結の日から5年間保持するものとします。尚、利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- (4) 当事業所は、職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の、方針を明確化し、従業員に対し周知・啓発します。

13. 運営法人の概要

名 称	株式会社 湧泉
代 表 者 名	代表取締役 五嶋 泉
法人本部所在地・連絡先	千葉県鎌ケ谷市東道野辺6-5-31 TEL 047-401-0360
実施事業の概要	居宅介護支援、福祉用具の販売、レンタル、消毒・メンテナンス、住宅改修、健康・介護用品販売 運営
事業所・施設数	2 事業所

年 月 日

【説明確認欄】

サービスの提供に当たり、上記の重要事項を説明しました。

事業者 所在地：千葉県鎌ケ谷市東道野辺6-5-31

名 称：ブリッジ

説明者：

サービスの提供を受けるに当たり、上記の説明を受けました。

利用者 住 所：

氏 名：

代理人 (契約者と異なる場合のみ記入)

住 所：

氏 名：